

中国版「知的財産活動調査」2020年版の概要紹介

2021年5月26日  
JETRO 香港事務所

2021年4月28日、中国国家知識産権局（CNIPA）から、「2020年中国専利調査報告<sup>1</sup>」（全164頁）が公表された。本報告は知財活動に関する中国企業・大学等へのアンケート調査であり、中国企業等の知財活動状況だけでなく、その設定項目からCNIPAの課題認識や今後の政策の方向性を垣間見ることができる。本稿では、2019年版<sup>2</sup>からの変化を中心に、本報告の概要を紹介する。

## 1. 調査対象

2019年末において有効な専利（特許・実用新案・意匠）を有する企業、大学、研究機関のうち、保有件数が100件以上の全権利者及びランダムでサンプリングした100件未満の権利者を対象としている。有効回答数及び回収率（カッコ内）は、企業10896社（79.9%）、大学740校（87.1%）、研究機関383機関（73.7%）、合計12019機関（80.1%）となっている。

2019年版からの変化としては、個人を対象から除外したこと、有効回答数は増加したが回収率は低下したこと（昨年の合計値回収率は94.7%）が挙げられる。

## 2. 調査結果の概要

### （1）報告冒頭での調査結果ピックアップの内容

冒頭では、以下の9つの結果が取り上げられている。2019年版との比較では、新たに下記下線の項目に触れた点が注目される。

- 一、発明専利の産業化率は持続的に3割以上で安定している
- 二、専利権者の専利権侵害に遭遇した割合は減少傾向にある
- 三、企業の専利権者の権利保護意識は高まっている
- 四、専利権侵害訴訟の賠償金額は徐々に上昇している

<sup>1</sup> 原文 URL [https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i\\_ID=158969&colID=88](https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=158969&colID=88)

<sup>2</sup> 2019年版の概要は、【香港発中国創新 IP 情報】中国版「知的財産活動調査」からみる中国の知財政策動向2020年4月16日（JETRO 香港事務所）を参照されたい。

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/pdf/rphk\\_ip20200416.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/rphk_ip20200416.pdf)

- 五、企業の専利権者の8割近くが協業によるイノベーションを展開している
- 六、企業の知財収益はさらなる成長が期待される
- 七、証拠の搜索・収集の困難さは地域横断の知財保護の困難さの主な原因である
- 八、訴訟紛争解決効率の改善は専利無効宣告制度の主な法律作用である
- 九、2020年の中国の専利移転・転化（ライセンス）は引き続き活発である

## (2) 各調査テーマと概要

調査テーマは、昨年と同じ「専利創造」、「専利活用（運用）」、「専利保護」、「知財マネジメント」、「知財サービス」の他、昨年の「国家知財戦略の実施」の代わりに「知財制度に対する認識」が項目として挙げられた。以下、今回から新たに設けられた項目を中心に紹介する。なお、下線及び網掛けは著者による強調である。

### ① 専利の創造について

#### ・ 専利の獲得手段 新規

企業等が保有する専利権について、その獲得は自主開発によるものが93.4%、譲渡によるものが6.6%となった。うち譲渡について詳細に調査されており、その内容は以下のとおりである。

由来（地域）：国内から97.6%、国外から2.4%

由来（属性）：企業59.5%、大学10.8%、研究機関4.9%、個人24.7%

技術市場・移転機関の仲介：あり56.1%、なし43.9%

**表1 譲渡による専利権獲得費用分布（%）**

獲得金額	特許	実用新案	意匠	合計
5000万元以上	0.5	0.6	0.0	0.5
1000万～5000万元未満	0.3	0.3	0.0	0.3
500万～1000万元未満	1.8	1.0	0.0	1.5
100万～500万元未満	1.7	1.6	1.5	1.7
50万～100万元未満	7.2	5.9	4.4	6.7
10万～50万元未満	11.3	6.1	5.9	9.6
5万～10万元未満	41.2	37.2	27.9	39.6
5万元未満	22.0	33.0	44.1	26.0
費用を支払っていない	0.3	0.0	0.0	0.2
不明	13.7	14.2	16.2	13.9
合計	100	100	100	100

・研究開発経費支出（企業のみ） **新規**

1 企業当たりの研究開発費は選択肢として最低の「100 万円未満」が最も多い結果となった。新規で設定されたことは、今年 3 月の第十四次五か年計画綱要で研究開発費成長率が目標とされたことと関連している可能性がある。

**表 2 研究開発経費支出の分布**

5000 万元以上	3.4%
1000 万～5000 万円未満	9.9%
300 万～1000 万円未満	17.6%
100 万～300 万円未満	20.5%
100 万円未満	48.6%
合計	100%

・海外での出願活動

昨年比では、海外での専利出願経験を有する企業は微増であり、今後の意向としては維持とする企業が増加している。また、今回から新たに海外での商標登録についての項目が設けられている。

**表 3 海外での専利・商標出願の経験・意向**

専利（PCT 含む）	2019	2020
経験あり	3.5%	3.7%
今後の意向	強化 10.9%、維持 39.9%、縮小 2.1%、不明 47.2%	強化 6.7%、維持 51.0%、縮小 1.7%、不明 40.6%
商標		
経験あり	－	4.1%
今後の意向	－	強化 5.1%、維持 52.3%、縮小 1.4%、不明 41.2%

・協業によるイノベーション状況 **新規**

新規に、オープンイノベーションの推進を念頭にした項目が設定された。

**表 4 協業の対象**

（サプライチェーンの）上下流企業・ユーザー	52.1%
同業他社	34.9%
大学・研究機関	27.5%
実施していない	21.7%
政府部門	12.1%
その他	1.6%

## ② 専利の活用について

### ・ 専利の実施率<sup>3</sup>及びその他指標（産業化率、実施許諾率、譲渡率等）

専利全体では 57.8% となり、昨年より 2.4% 増加（図 1）、発明専利では 50.7% となり昨年より 1.3% 増加となった。有効権利数が増加する中、実施率が維持されていることから、実施されている専利権の数も増加していると考えられる。権利者属性別の内訳では、大学の実施率が企業・研究機関と比較して低く、昨年比でも 2.1% 減少している（図 2）。

また、2019 年版との比較では、2020 年版では専利活用の指標のうち、「産業化率」（市場投入された製品に関する専利権の割合）が実施率に代わり筆頭で紹介されており、産業化率を指標として重視する傾向が伺える。

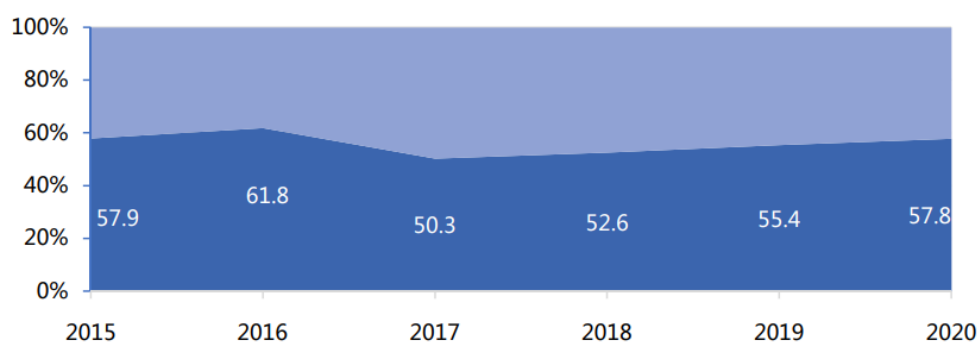


図 1 専利の実施率推移 (%)

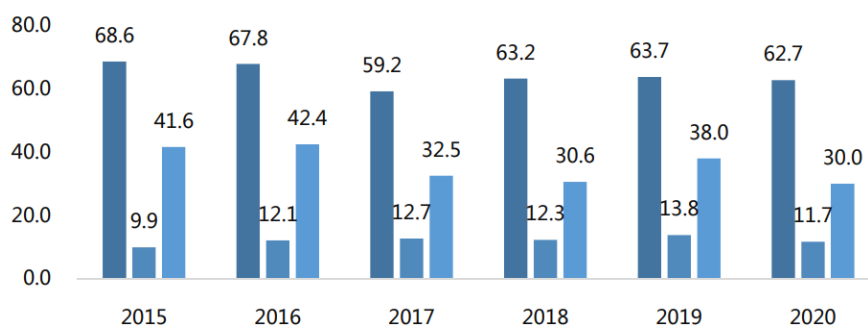


図 2 権利者属性別の専利実施率 (%)（左から企業・大学・研究機関）

### ・ 専利の実施方法 新規

今回新たに専利の自己実施の段階及びライセンスの形態について調査が行われた。自己実施では製品生産・市場投入段階にある専利権が最も多く、ライセンス形態としては非独占的通常実施権が設定されているものが最も多いという結果となった。

<sup>3</sup> 自己実施やライセンス等で実施している件数を保有有効権利件数で割った値

表5 専利の実施方法

自己実施		ライセンス	
製品生産・市場投入段階	68.2%	非独占的通常実施権（普通許可）	60.1%
小規模試験・サンプル提供段階	9.2%	専用実施権（独占許可）	29.9%
パイロット生産段階	7.7%	クロスライセンス	9.3%
生産試験段階	5.4%	サブライセンス	7.0%
研究・実験段階（未サンプル提供）	4.2%	独占的通常実施権（排他許可）	6.1%
その他	5.3%		

・ 専利の収益分布 **一部新規**

2019年版では単に実施収益とされていたものが、2020年版では自己実施とライセンス収益に分割された。また、前回「500万元以上」とされていた上限の選択肢が下記の通り細分化された。ボリュームゾーンは自己実施が10万～500万円（約160万～8000万円）、ライセンスは5万～50万円（約80万～800万円）であり、特許が実用新案・意匠と比べて高額となっている。

表6 専利の収益分布（%）

収益額	自己実施				ライセンス			
	特許	実用新案	意匠	合計	特許	実用新案	意匠	合計
5000万元以上	6.7	3.2	4.2	5.1	3.1	1.7	3.3	2.6
1000万～5000万円未満	6.6	4.0	4.1	5.4	2.1	1.2	0.7	1.6
500万～1000万円未満	8.3	5.6	5.4	6.9	3.4	2.6	2.7	3.0
100万～500万円未満	13.8	11.1	10.1	12.3	10.7	8.7	4.0	9.2
50万～100万円未満	10.7	11.5	9.7	10.9	9.1	6.8	4.7	7.8
10万～50万円未満	9.3	11.9	11.1	10.5	15.3	14.9	7.3	14.2
5万～10万円未満	3.9	7.4	7.2	5.6	11.7	13.9	12.7	12.6
5万円未満	4.4	7.1	7.9	5.8	11.6	9.2	11.3	10.7
収益なし	7.5	9.5	9.7	8.5	11.3	16.3	20.0	14.0
収益はあるが不明	28.8	28.8	30.6	29.0	21.8	24.8	33.3	24.2
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

また、新規項目として企業の専利実施収益の変化予想について調査され、昨年比上昇を予想する企業が最も多く、昨年比減少と予想する企業を大きく上回っている。

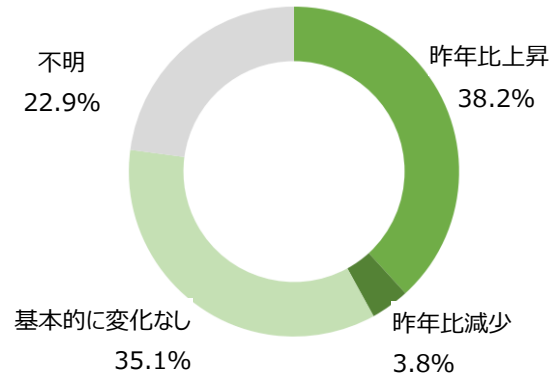


図3 企業の専利実施収益の変化予想

・その他

2019年版で調査対象となっていた専利実施許諾届出制度や海外への専利譲渡やライセンス、海外からの専利技術導入に関する設問は削除された。また、実施障壁や大学等の専利技術移転に関する設問及び傾向は昨年通りであった。

③専利の保護について

・専利権侵害・訴訟

「専利権侵害への遭遇経験」がある者は昨年から 2.5%減の 10.8%、「過去五年内に専利権侵害に関わった企業等」は昨年から 0.8%減の 4.2%となり、いずれも一昨年からの上昇傾向とは変わって減少傾向となった。「専利権侵害に遭遇した際にとる対策」については昨年調査とほぼ同様の傾向であった。

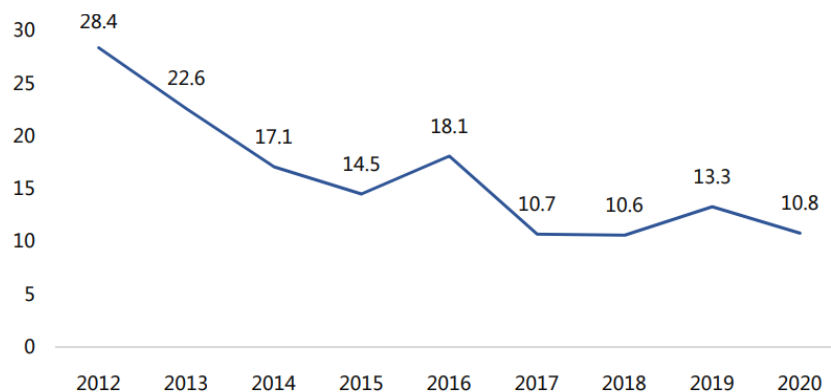


図4 専利権者が専利権侵害に遭遇した割合の推移 (%)

裁判所が決定した賠償金額または法廷審問で定めた和解金額については、賠償なしの割合が最多となる一方、100 万元～500 万元（約 1600～8000 万円）が上昇するなど、賠償金額・和解金額は二極化する傾向がみられる（表7）。

表7 裁判所が決定した賠償金額または法廷審問で定めた和解金額 (%)

	2018	2019	2020
10 万元以下 (10 万元含まず)	43.3	27.8	25.7
10 万元～50 万元 (50 万元含まず)	11.7	29.4	22.0
50 万元～100 万元 (100 万元含まず)	10.7	10.1	9.4
100 万元～500 万元 (500 万元含まず)	3.0	3.6	5.4
500 万元以上	2.4	2.4	1.9
賠償金なし	28.9	26.8	35.7
合計	100	100	100

・海外での知財紛争 **新規**

新たに設けられた海外での知財紛争についての項目では、「海外における知財紛争の遭遇経験」があると回答した企業は0.8% (約80社)であった。また、「海外で知財紛争に遭遇した際に起訴・応訴するか否かの考慮要素」(複数回答可)では「海外市場占有率と製品の重要性」が最多となった(図5)。

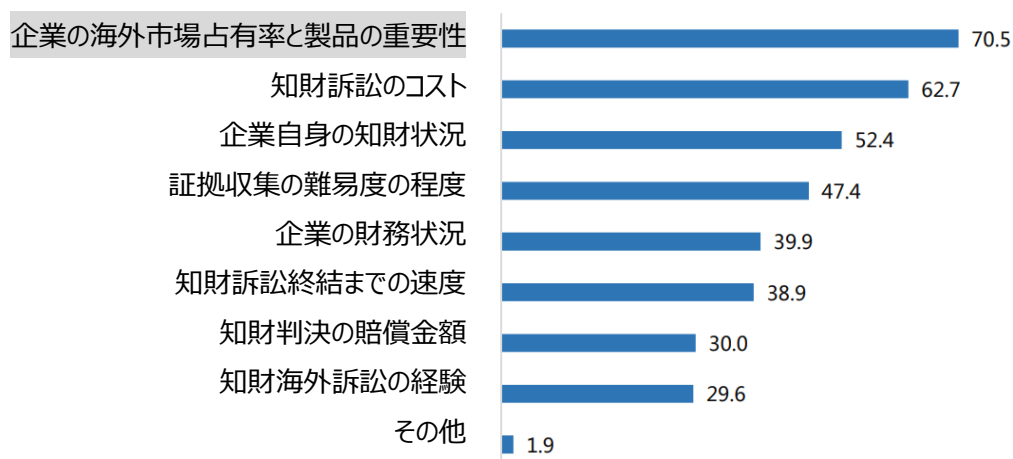


図5 海外の知財紛争において起訴・応訴するか否かの主な考慮要素 (%)

海外知財紛争において政府に求めるサポートについては、法律の援助サービスが最多となった(図6)。この項目が新規で設けられたのは、CNIPAが近年整備を進める「国家海外知財紛争対応指導センター」の設置根拠及び運営の参考にするためと考えられる。

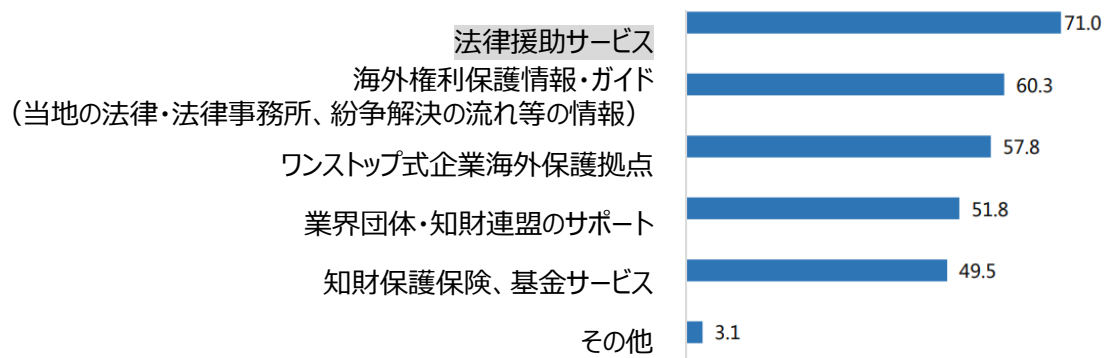


図6 海外の知財紛争において政府に求めるサポート (%)

・ 知財保護強化措置の優先順位 **新規**

新規項目であり、重点政策である「権利侵害・模倣行為に対する懲戒の強化」、「権利者の挙証困難問題の解決強化」、「司法・行政執行・仲裁・調停等の異なるルートの証拠基準の規範化」、「新産業分野の保護制度の完備」、「権利付与・権利確認・権利保護の接続プロセスの改善」、「政府部門横断、地域横断案件の協力強化」、「知財紛争の多元的解決プラットフォーム建設強化」、「簡易な案件・紛争の迅速処理の推進」の8項目についていずれも高いニーズが示された。

・ (中国国内の) 地域横断の知財保護 **新規**

地域横断の知財保護について困難さが存在すると回答した者は 39.2%に上り、その原因は、地域横断での証拠収集が困難であるとした回答が最多となった。また、地方保護主義が選択肢とされており、問題視していることがわかる。

表8 地域横断の知財保護における課題

地域横断の証拠収集が困難	79.1%
地域の知財保護の強さが不均衡	66.7%
異なる地域での法執行の基準が不一致	63.8%
異なる地域での法執行のレベル差が大	60.9%
地方保護主義が存在する	50.2%
その他	0.2%

・ その他

2019年版の調査項目であった「専利保護水準に対する評価」、「専利保護における制約」、「権利保護措置に対する要望」(代わりに海外知財保護支援要望が新設)、「電子商取引における専利権侵害に対する見方」、「専利権濫用に遭遇した経験」、「専利制度改善に関するポイント(部分意匠など)」についての設問が削除された。



#### ④知財マネジメントについて

##### ・職務 R&D 成果（知財）権利帰属改革措置 一部新規

2019 年版では大学等の成果実用化に関する設問の一つであった「発明者に対する所有権付与又は長期使用权の付与」に関する政策について、2020 年版では、大学に対する詳細な選択肢による意識調査、企業等に調査対象を拡大しての「所有権分割に関する規定・実務運用の有無」（あり：17.6%）、「所有権分割割合」（10%未満：39.7%で最大）について調査された。

##### ・無形資産における知財資産 新規

新規項目であり、企業における「無形資産において知財資産が占める割合」については 10%未満が 47.2%で最大、次いで 10～30%が 23.8%となった。また、その変化については、変化なしが最大（51.3%）であるものの、昨年比増加（24.1%）が昨年比減少（1.8%）を大きく上回った。

##### ・専利出願等費用政策 新規

新規項目であり、専利出願等費用改定の影響について問うものである。このうち、出願費用の値上げについてはポジティブ、年費（特許料）値下げについてはネガティブな印象を与える選択肢を設定している。年費については、「費用支払い回数の減少」についての設問が設定され、「年費支払いの払い過ぎリスクの減少」、「年費管理の困難性の減少」、「専利代理コストの減少」、「国家行政コストの減少」という有利な点についてのみ選択肢とされている。

**表 9 専利出願等費用の金額に対する専利権者の考え（%）**

	同意	不同意	不確定
専利出願段階の費用を適切に上昇させることで、低品質な出願数を減らすことができる	43.9	29.9	26.2
専利出願段階の費用を適切に上昇させることは、専利出願の品質を向上させることに役立つ	42.9	31.0	26.1
専利出願段階の費用を適切に上昇させることで、特許出願の数を減らし、審査期間を短縮することができる	48.1	23.7	28.3
年費（特許料）を低下させることで、専利ポートフォリオ構築のコストを削減し、「特許の藪」の作用が増加する	61.8	10.0	28.2
年費（特許料）を低下させることで、低品質な維持数量が増加する	48.5	20.5	30.9
年費（特許料）を低下させることで、外国企業の中国における専利ポートフォリオ構築意欲を高める	49.4	13.1	37.4

## ・その他

2019年版の調査項目であった、企業における知財管理部門の設置や人員、管理制度、「企業知財管理規範」の実施状況、職務発明に関する奨励・報酬制度、知財管理経費、知財関連会計情報公開規定の作用等に関する設問が削除された。

### ⑤知財サービスについて

各種知財サービスの利用状況など、2019年版と項目に大きな違いはない。「政府が提供する知財公共サービスに対する要望」については削除された。

### ⑥知財制度に対する認識について 新規

#### ・ 専利・商標制度の運用に影響を与える主な要素 新規

新規項目であり、知財保護の不足の他、産業政策と知財制度の協調がとれていないことが選択肢として提示されていることが注目される。

表 10 専利・商標制度の運用に影響を与える主な要素

知財保護の強度が不足	68.0%
専利・商標情報の公共サービスが不足	55.1%
科学研究プロジェクトの設置、管理と市場の乖離	46.3%
産業政策と専利・商標制度の協調がとれていない	40.8%

#### ・ 専利無効審判制度 一部新規

2019年版では知財保護の項目に含まれていた設問であり、昨年同様の無効審判制度の作用に関する認識の他、満足度、制度改革についての認識が示されている。

ここで、制度改革については、「無効審判手続において請求項を主体的に変更する権利を専利権者に付与する」、「行政と司法双方の案件情報通知メカニズムを構築し、受理案件資料を相互に伝達する」、「無効審判手続期間をさらに短縮し早期審理プロセスを設ける」、「融資・上場の過程における無効化リスクを回避し、悪意のある無効（請求）の防止・制御メカニズムを確立する」という選択肢が設けられ、いずれも賛同する声が多い結果となっている。

### 3. 解説

この調査は毎年実施されるものであるが、調査項目は、継続して調査されるものと、その年のみ調査されるものに分けることができる。

継続して調査される主な項目としては、「専利権の実施、ライセンス、譲渡」に関する項目、「専利権侵害への遭遇経験」、「賠償・和解額」に関する項目が挙げられ、政策指標として重要視されているものと考えられる。

一方、今年新規で設けられた設問からは、政策課題の洗い出しやこれから実施しようとする政策の裏付け資料として活用する意図がうかがえる。特に注目されるポイントとして、以下の点を例示する。

- ・ 専利の実施による収益や形態に関する設問の設定
- ・ 海外での知財紛争に関する設問の設定
- ・ 地方保護主義、地域横断での証拠収集の困難性に関する選択肢
- ・ 出願費用・特許料改定に関する設問の設定
- ・ 無効審判制度改革における請求項訂正に関する選択肢
- ・ 融資・上場過程における無効審判の「悪意請求」に関する選択肢

また、商標についての設問がわずかではあるが設けられたことも今回の特徴である。タイトルが「中国専利調査報告」であり、調査対象が専利権保有者であるため、やや不十分であるが、CNIPA が商標も含め一体的に知財政策を検討しようとしていることがうかがえる。

(以上)

文責：JETRO 香港 松本要